

平成20年4月から

「後期高齢者医療制度」が始まります

これまで、75歳以上の方は、国民健康保険や社会保険などの医療保険制度に加入しながら、「老人保健制度」で医療を受けていましたが、平成20年4月からは新たな医療制度「後期高齢者医療制度」で医療を受けることとなります。

新しい制度は、県内全市町で設立した「静岡県後期高齢者医療広域連合」が運営し、各種届け出などの窓口業務や保険料の徴収は市が行います。新しい制度の概要についてお知らせします。

問 市民課国保年金係 ☎ 44 3113

後期高齢者医療制度とは？

急速な高齢化が進み、高齢者の医療費が増加しています。今後も安定した医療制度を続けていくために、現在の老人保健制度にかわる新しい高齢者の医療制度として、平成20年4月から「後期高齢者医療制度」が始まります。

後期高齢者医療制度は、75歳以上（65歳以上で一定の障害がある方を含む）を対象とした医療制度です。県内すべての市町が加入する「静岡県後期高齢者医療広域連合」が運営し、各種届け出などの窓口業務や保険料の徴収は、各市町が行います。

この制度の対象者は？

75歳以上の方と65歳以上で一定の障害がある方が対象です。平成20年4月1日以降に75歳になる方は、誕生日の日から対象になります。

これまでと何が変わるの？

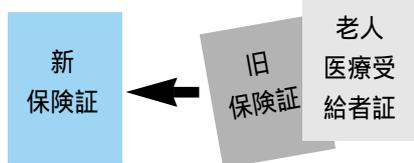
これまでの被保険者証（保険証）と老人医療受給者証の代わりに、新しい後期高齢者医療制度の保険証が1人1枚交付されます。

対象になる方には、老人医療受給者証だけでなく、これまで加入していた各種健康保険の保険証を

返却していただき、後期高齢者医療の保険証に切り替えていただきます。新しい保険証は、平成20年3月に郵送します。特に手続きは必要ありません。

平成20年4月～

これまで



医療機関にかかる時は？

平成20年4月1日以降に、医療機関にかかる時は、後期高齢者医療の保険証を医療機関の窓口に出してください。保険証は1人1枚になるので、これまでより窓口での確認は簡単になります。

医療機関の窓口で支払う金額（負担割合）は、これまでの老人医療と変わりません。原則として、自己負担割合は1割（現役並み所得者）の自己負担割合は3割です。

（）現役並み所得者…同一世帯に課税所得145万円以上の所得のある人。



「後期高齢者医療制度」が始まります



1 か月間の医療費の支払いが、自己負担限度額を超えた場合、超えた金額が高額療養費として支給されます。現在の老人保健制度と同様の医療給付を受けることができます。

また、これまで社会保険などの被扶養者で保険料を払っていなかった方は、経過措置として2年間、所得割額は賦課せず、均等割額部分が5割軽減されます。

【保険料の軽減措置】
世帯主と後期高齢者医療制度の対象者全員の所得が一定以下の方は、所得水準に応じて保険料の均等割額部分が7割・5割・2割と軽減されます。

後期高齢者医療制度では、すべての対象者に保険料を納めていただきます。保険料は、所得に応じて計算される所得割額と全員同額となる均等割額を合計した額になります。保険料の金額などは、順次、本紙などでお知らせします。

保険料は？

後期高齢者医療制度では、すべての対象者に保険料を納めていただきます。保険料は、所得に応じて計算される所得割額と全員同額となる均等割額を合計した額になります。保険料の金額などは、順次、本紙などでお知らせします。

医療費が高額になった場合は？

1 か月間の医療費の支払いが、自己負担限度額を超えた場合、超えた金額が高額療養費として支給されます。現在の老人保健制度と同様の医療給付を受けることができます。

保険料はどう納めるの？

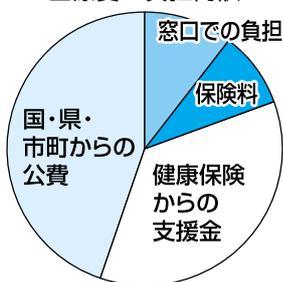
保険料は、年金から天引き（特別徴収）されるか、納付書で納めていただきます（普通徴収）。特別徴収は、年額18万円以上の年金を受け取っている方が対象で、保険料の天引きは、平成20年4月から始まります。

なお、介護保険料と合わせた保険料額が年金額の2分の1を超える方は、納付書で納めていただきます（納期は今後決定します）。

誰が医療費の負担をするの？

医療機関にかかった時の費用は、医療機関の窓口で支払う1割または、3割負担のほか、後期高齢者の皆さんから納めていただく保険料、74歳以下の皆さんの健康保険からの支援金、国・県・市町からの公費（税金）でまかなわれます。高齢者の医療費を社会全体で支えていきます。

<医療費の負担内訳>



(例)医療費が10万円の場合...窓口負担1万円(1割) 残りの9万円について高齢者の保険料9,000円(1割) 支援金3万6,000円(4割) 公費4万5,000円(5割)となります。

<後期高齢者医療制度のポイント>

平成20年4月1日から始まります。75歳以上（一定の障害がある方は65歳以上）のすべての皆さんが加入します。被保険者には、新しい保険証が1人1枚交付されます。制度の運営は、静岡県後期高齢者医療広域連合が行います。受けられる医療給付は、これまでと変わりません。医療費の自己負担割合は1割（現役並み所得者は3割）です。すべての被保険者に、保険料を納めていただきます。

後期高齢者医療制度の仕組み

